

このとりチケット のご案内



助成対象者

市内に住民票を有する妊産婦

助成内容

妊産婦さんが、出産及び退院時の交通手段として
タクシーを利用した場合に、その利用料金を助成します。

助成回数：入院時及び退院時の2回

助成機会：タクシー利用料金＝上限1万5千円

(乗車料金が1万5千円を超えた分は利用者負担になります。)

助成方法

・ **このとりチケット** を使用した場合

乗車時に助成されます

・ **このとりチケット** を使用しなかった場合

償還払いとなります

このとりチケットの取得方法

チケットを取得するためには、出産予定日の前日
までに申請する必要があります。



この事業は、安心して
出産することができる環境
づくりの推進を目的とし、
出産のためのタクシー利用料金
を助成します！

申請時に必要なもの

♡ 母子健康手帳

申し込み＆お問い合わせ

都留市健康子育て課

子育てほっとステーション

つる子子育て いきいきプラザ都留内 ☎ 0554-46-5113



く 指定業者のタクシーを利用した場合

当市指定のタクシー業者を利用した場合は、本事業による
利用であることを伝え、**このとりチケット** を運転手さん
にお渡しください。

タクシー料金が助成されます。(上限1万5千円)

く 指定業者一覧

◆ 富士急山梨ハイヤー(株) ● 9:00～18:00
0554-22-2455 または 0120-154-229

～下記のタクシー会社を利用する際は運行地域に注意が必要です～

◆ 第一交通グループ ● 24時間

0120-270-152 ママサポートタクシー専用

◆ YK(ワイケイ)タクシー甲斐営業所 ● 24時間

055-267-0088 または 0120-82-2121

◆ 花輪タクシー ● 6:00～22:00

055-273-3232

※都留市から甲府市周辺への移動(片道・往復)

に利用可能です

※富士・東部地域内(都留市～富士吉田市など)

の移動には利用できません。

く 指定業者以外のタクシー業者を利用した場合

タクシー料金をお支払い頂き、利用日から2カ月以内に
償還払いの申請をしてください。(郵送可能)

く 指定業者以外のタクシー業者を利用した 場合の申請に必要なもの

- ・利用したタクシー業者が発行する領収書
- ・未使用の **このとりチケット**
- ・母子健康手帳の写し(出産日がわかるページ)
- ・本人名義の口座のわかるもの
- ・印鑑